

2-3-3 防災に関する上位・関連計画

(1) 首都直下地震緊急対策推進基本計画

首都中枢機能の維持を始めとする首都直下地震に関する施策の基本的な事項を定め、円滑かつ迅速な首都直下地震対策を図ることを目的として、平成27年3月に閣議決定されました。

首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要	
1. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進の意義に関する事項 <input type="radio"/> 首都中枢機能の継続性の確保は必要不可欠 <ul style="list-style-type: none"> 首都中枢機能の障害は災害応急対策に大きな支障を来すおそれ 加えて、我が国全体の国民生活や経済活動にも支障が生じるおそれ <input type="radio"/> 予防対策・応急対策で被害を大きく減少させることが可能 <ul style="list-style-type: none"> 耐震化率100%で全壊棟数・死者数が約9割減、感震ブレーカー等の設置や初期消火成功率の向上等で焼失棟数・死者数が9割以上減 <div style="text-align: right;"> 予防対策・応急対策の計画的・戦略的実施 </div>	
2. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な方針 (1) 首都中枢機能の確保 <ul style="list-style-type: none"> 首都中枢機能の業務継続体制の構築 首都中枢機能を支えるライフライン及びインフラの維持 (2) 膨大な人的・物的被害への対応 <ul style="list-style-type: none"> あらゆる対策の大前提としての耐震化と火災対策、深刻な道路交通麻痺対策等、膨大な数の避難者・帰宅困難者等 (3) 地方公共団体への支援等 <ul style="list-style-type: none"> 国は、調査研究成果を始めとする各種情報の提供、助言等を実施 (4) 社会全体での首都直下地震対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 社会のあらゆる構成員が連携した「自助」「共助」「公助」による被害の軽減に向けた備え (5) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応 <ul style="list-style-type: none"> 外国人観光客の避難誘導対策など安心して大会に参加・観戦できるよう取組強化 	
3. 首都直下地震が発生した場合における首都中枢機能の維持に関する事項 (1) 首都中枢機能の維持を図るための施策に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> 首都中枢機能及び首都中枢機関～政治中枢・国会、行政中枢・中央省庁・都庁・駐日外国公館等、経済中枢・中央銀行・企業本社等 首都中枢機関の機能目標～発災直後においても最低限度なべき機能目標を設定 政府全体としての業務継続体制の構築：非常時優先業務の実施に必要な執行体制、執務環境の確保について緊急対策実施計画に定める。 金融経済機能の継続性の確保、企業本社等における事業継続への備え (2) 首都中枢機能の全部又は一部を維持することが困難となった場合における当該中枢機能の一次的代替に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> 政府の代替拠点の検討、代替庁舎の確保等 (3) ライフライン及びインフラの維持に係る施策に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> ライフライン及び情報通信インフラの機能目標 施設の耐震化・多重化や早期復旧体制の整備等 (4) 緊急輸送を確保する等のために必要な港湾、空港等の機能の維持に係る施策に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> 交通インフラの機能目標 施設の耐震化や早期の道路開通、復旧体制の整備等 (5) その他 <ul style="list-style-type: none"> 各主体が業務継続計画を作成・見直し 	4. 5. 6. 法に基づく各種計画に係る事項 4. 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定及び基盤整備等計画の認定に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> 首都中枢機能維持基盤整備等地区的指定の考え方（首都中枢機能の集積状況等を勘案）差別化参照 地方公共団体が作成する基盤整備等計画の認定基準 5. 地方緊急対策実施計画の基本となるべき事項 <ul style="list-style-type: none"> 都県知事が作成する地方緊急対策実施計画に記載すべき地震防災対策、災害応急対策、災害復旧への備え、住民の協働等の対策等 6. 特定緊急対策事業推進計画の認定に関する基本的な事項 <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が作成する特定緊急対策事業推進計画の認定基準
7. 緊急対策区域における緊急対策の円滑かつ迅速な推進に関し政府が講ずべき措置 (1) 首都中枢機能の継続性の確保 → 3. 参照 (2) 膨大な人的・物的被害への対応 ① 計画的かつ早急な予防対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 建築物、施設の耐震化の推進等 出火防止対策、発災時の速やかな初期消火、延焼被害の抑制対策等 ライフライン等の耐震化、発災時の速やかな機能回復 燃料の供給対策 交通インフラ、河川・海岸堤防等の耐震化、発災時の速やかな機能回復 その他（乗客施設・原子力事業所・石油コンビナート等地区的な安全確保等） ② 津波対策 ③ 円滑かつ迅速な災害応急対策、災害復旧・復興への備え <ul style="list-style-type: none"> 災害応急体制の整備 道路閉鎖と道路交通法違反対策 市街地火災への対応 救命・救助、災害時医療機能 膨大な数の避難者・被災者 膨大な数の帰宅困難者等 広域連携のための防災拠点、交通基盤の確保 物資の絶対的な不足に対応した物資輸送機能の確保 的確な情報収集・発信 実践的な防災訓練 多様な発生態様への対応 円滑な復旧・復興 ④ 各個人の防災対策の啓発活動 <ul style="list-style-type: none"> 適切な避難行動、車両の利用規制、備蓄等 ⑤ 企業活動等の回復・維持 <ul style="list-style-type: none"> 事業継続計画の作成、地域貢献等 (3) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対応等 <ul style="list-style-type: none"> 施設の耐震化、外国人観光客の避難誘導等 (4) 長周期地震動対策（中長期的対応） <ul style="list-style-type: none"> 高層建築物等への影響等の専門的検討 	
8. その他 (1) 計画の効果的な推進 別途地震防災戦略・応急対策の具体計画を作成 (2) 災害対策基本法に規定する防災計画との関係	1

資料：内閣府HP

図 2-3-12 首都直下地震緊急対策推進基本計画の概要

首都直下地震緊急対策推進基本計画では、対象地震のひとつとして東京湾北部地震が検討され、被害想定がされています。

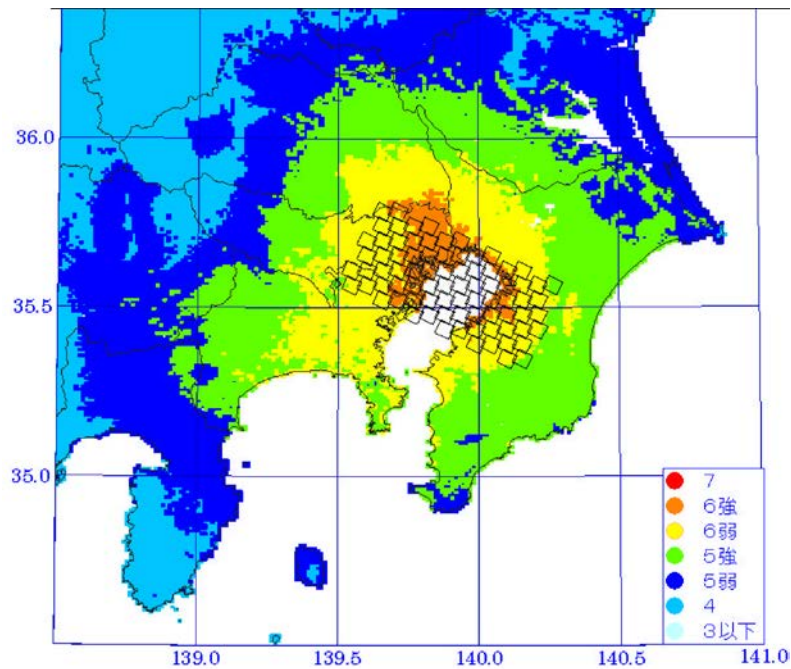
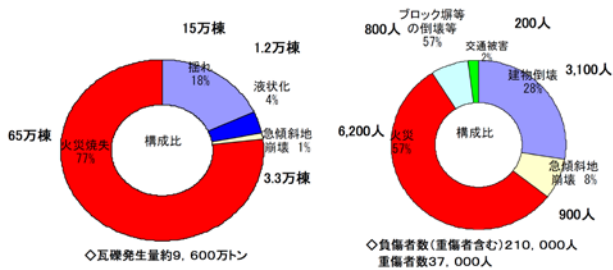


図 2-3-13 東京湾北部地震 (M7.3) の震度分布

(1) 冬夕方18時 風速15m/s

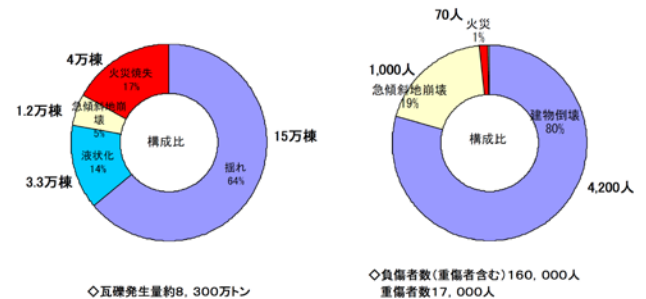
①建物全壊棟数・火災焼失棟数 約85万棟 ②死者数 約11,000人



※ 18タイプの地震動中、建物全壊棟数が最大となるのは東京湾北部地震(約85万棟) 死者数が最大となるのは都心西部地震(約13,000人)。

(2) 冬朝5時 風速3m/s

①建物全壊棟数・火災焼失棟数 約23万棟 ②死者数 約5,300人



資料：内閣府HP

図 2-3-14 東京湾北部地震 M7.3 による建物被害、人的被害

(2) 千葉県地域防災計画

千葉県地域防災計画は、県内の防災関係機関がその全機能を発揮して県民の生命、身体及び財産を災害から守るための対策を定めた計画です。

千葉港は、被災直後の緊急物資及び避難者の海上輸送に充てるため、耐震強化岸壁、港湾緑地の整備により港湾機能の確保に努めることとされています。

計画内容については随時見直しが行われており、直近の見直し（平成27年3月）では、①大規模広域災害に備えた防災力の強化、②人命の保護を最優先とした避難対策の強化、③避難から生活再建までの被災者の支援体制の充実、の3点がポイントとなっています。

計画の基本的な考え方

□ 減災を重視した防災対策

災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災対策の基本理念とする。

□ 地域防災力の向上

家族や地域等との連携、民間団体等と県・市町村との連携等を重要視し、自助・共助・公助が一体となる取り組みを推進し、防災力の向上を図る。

□ 要配慮者及び男女共同参画の視点

高齢者や障害者等の要配慮者の視点に立った災害対策を図る。
防災に関する政策・方針決定過程や防災現場への女性の参画を拡大し、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進める。

□ 計画に基づく施策の推進及び見直し

施策の効果的な推進に努めるとともに、定期的に点検・検証を行い、随時見直しを行っていく。

(3) 千葉県石油コンビナート等防災計画

「千葉県石油コンビナート等防災計画」は、千葉県石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大防止等のために定められたものです。

昭和 52 年 5 月に策定されて以降、状況変化等に対応して 19 回の修正がされています。

直近では、平成 26 年 3 月に修正がされ、「危険物施設の津波対策の追加」、「防災対策に係る各種通知の反映」が行われました。

・計画の構成及び内容

① 総説

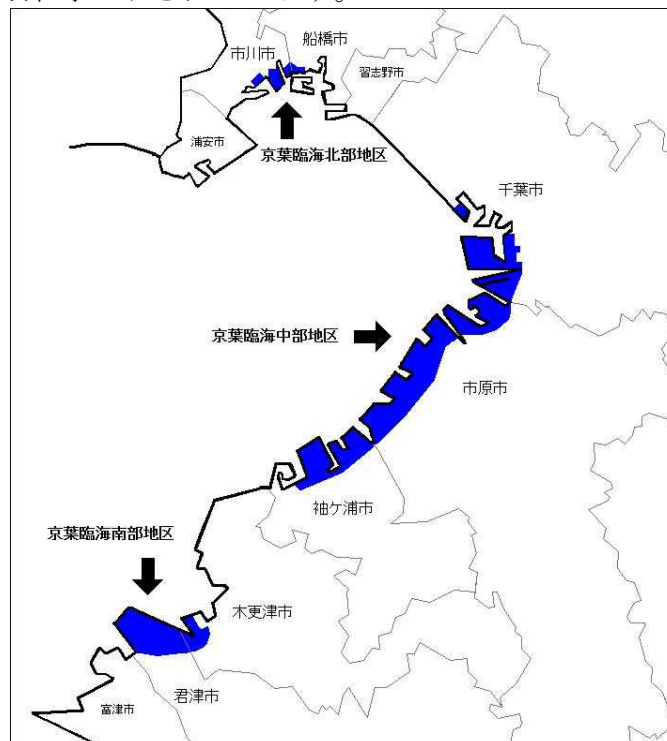
防災計画の目的、基本方針、特別防災区域の範囲や、防災関係機関が災害発生時に処理すべき事務または業務の大綱を定めています。

② 災害想定

災害想定を行う対象施設を定め、平常時の事故や地震によって起こりうる災害事象の抽出とそれによる被害の想定を行っています。

③ 計画

想定される事故や地震に対する予防策や、災害時の応急対策、公共施設の復旧方策等が示されています。



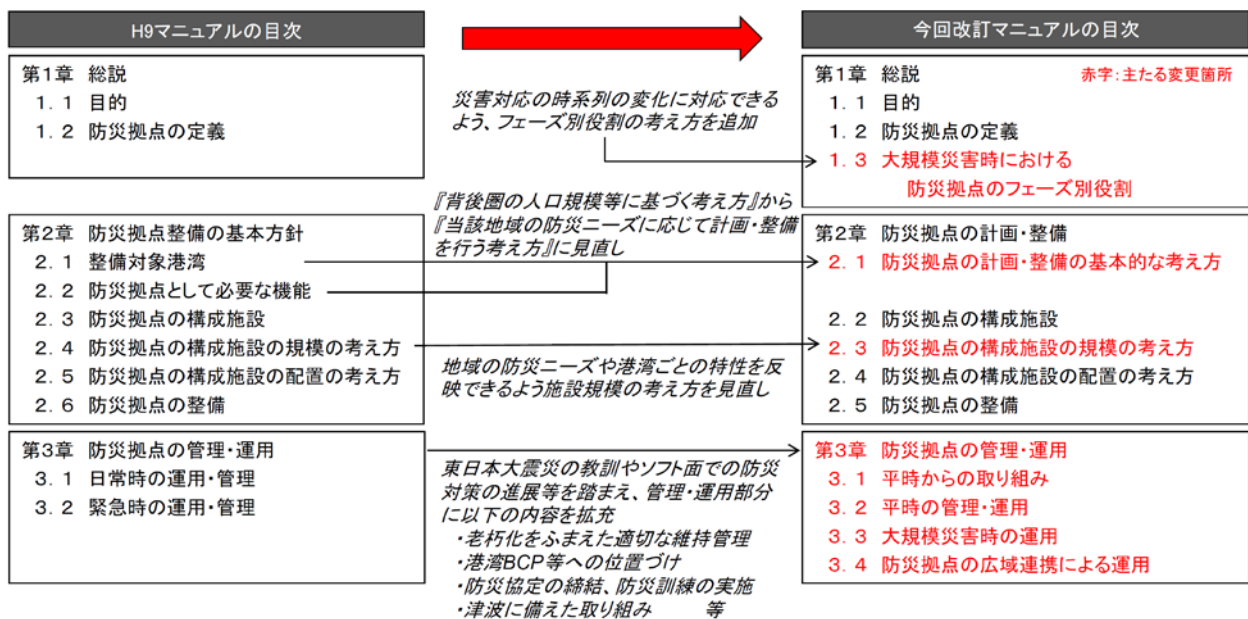
資料：千葉県石油コンビナート等防災計画（千葉県石油コンビナート等防災本部、平成 26 年 3 月）

図 2-3-15 千葉県石油コンビナート等特別防災区域

(4) 臨海部防災拠点マニュアル

臨海部防災拠点マニュアル（国土交通省）は、臨海部における防災拠点の整備の促進、有効活用を図ることを目的として、計画、整備、管理・運用の基本的な考え方等について整理したものです。

平成 28 年 3 月に改訂され、地域の防災ニーズや港湾ごとの特性を踏まえた防災拠点となるよう計画の考え方を見直すとともに、防災訓練・災害協定等の平時からの取り組み等、管理・運用面に係る記載が拡充されました。



資料：臨海部防災拠点マニュアルの改訂（国土交通省、平成 28 年 3 月）

図 2-3-16 臨海部防災拠点マニュアルの改訂に伴う変更

2-3-4 千葉県の計画

(1) 新 輝け！ちば元気プラン（千葉県総合計画）

「新 輝け！ちば元気プラン」（平成 25 年 10 月）は、平成 22 年に策定された総合計画「輝け！ちば元気プラン」を改訂し、平成 31 年度の目標と、平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間に重点的に取り組む施策を示しています。

1) 基本理念

- ・ 『千葉は元気の発信源。首都圏、そして日本をリードし、県民が「暮らし満足度日本一」を感じ、誇れる千葉を実現します。』

2) 基本目標

- ・ 安全で豊かな暮らしの実現
- ・ 千葉の未来を担う子供の育成
- ・ 経済の活性化と交流基盤の整備

3) 背景・課題

- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 大規模災害等を見据えた防災・危機管理
- ・ 経済・社会のグローバル化
- ・ 安全・安心・治安
- ・ 環境保全・持続可能性
- ・ 地方自治
- ・ ICT（情報通信技術）の進展
- ・ 広域道路ネットワークの形成や 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を踏まえた地域振興

4) 重点的に取り組む政策・施策項目

- ・ 自助・共助・公助が連携した防災先進県づくり
 - 地域防災力の向上
 - 災害に強いまちづくりの推進
 - 東日本大震災からの復旧・復興

- ・ みんなで守り育てる環境づくり
 - 豊かな自然環境と良好な大気・水環境の保全

- ・ 千葉の輝く魅力づくり
 - 国際交流の推進と海外取引・外国人の誘客の促進
 - 東京湾アクアラインと圏央道が拓く魅力ある地域づくり

- ・ 挑戦し続ける産業づくり
 - 県経済の活力を生み出す産業の育成と企業立地促進

- ・ 豊かな生活を支える食と緑づくり
 - 戦略的な産地強化と高収益型農林水産業への転換の促進
 - 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

- ・ 活力ある県土の基盤づくり
 - 交流基盤の強化
 - 社会資本の充実と適正な維持管理

(2) 千葉県地方創生「総合戦略」

千葉県地方創生「総合戦略」(平成27年10月)は、千葉県総合計画「新 輝け!ちば元気プラン」の下、県民の生活の満足度の向上に向けた取組を加速し、次期総合計画へ展開していくものです。

本戦略では、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な地域社会の確立のため、総合戦略Ⅰ「東京オリンピック・パラリンピックを契機とした『世界中から人々がやってくる CHIBA』づくり」と、総合戦略Ⅱ「地方創生の実現に向けた千葉づくり」を着実に推進することにより、千葉県ならではの地方創生に取り組むこととしています。

千葉港においては、大型船舶に対応した水深-12mの耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、港湾の利用促進を図るためポートセールスを推進し、物流機能の充実・強化を図ります。

総合戦略Ⅰ：東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「世界中から人々がやってくるCHIBA」づくり	
<p>2020年東京オリンピック・パラリンピックが、千葉県内においても競技開催されることは、本県の発展に繋がる「宝」を磨き、発信することにより「世界中から人々がやってくるCHIBA」を作り上げるチャンスである。この実現に向けた取組は、新しい人の流れを創出し地域経済の活性化を図るとともに、多様な主体が連携し安全で安心して快適に過ごせる環境を整備し、子どもたちが訪れる千葉を「オール千葉体制」で作り上げるものであり、まさに、地方創生の核となるものであることから、「東京オリンピック・パラリンピックに向けた千葉県戦略」を本戦略に位置付け、地方創生の実現を目指す。</p>	
◆大会の成功・開催効果の全県への波及	◆キャンプ・国際大会・MICEの誘致
◆成田空港の利便性向上、交通ネットワーク・アクセスの強化	
◆バリアフリー化の促進	◆魅力ある観光地づくり
◆外国人受入体制の整備	◆国際交流の促進
	◆戦略的な千葉の魅力発信
総合戦略Ⅱ：地方創生の実現に向けた千葉づくり	
<p>千葉における地方創生を確実に実現するには、それぞれの地域において、その特性を生かした取組を進めることが必要であり、住民の生活に密着した市町村の果たす役割が重要である。このため、以下の【4つの基本目標】を設定し、市町村と目標を共有し、市町村が取り組む、地域の課題を踏まえた意欲と創意工夫による地域づくりを広域的な立場から支援するための施策を展開する。</p>	
<p>(1) “一人ひとりの働きたい”がかなう千葉づくり</p> <p>産業の振興や新たな雇用場の創出することで、人々は住み続け、多くの人が転入することにより地域経済は活性化するという更なる好循環を生み出すこととなる。</p> <p>このため、本県の地理的優位性(東京への近接性、豊かな自然環境等)、優れた社会基盤(成田空港、アクアライン、圏央道、千葉港等)、バランスのとれた産業(全国上位に位置する農業、水産業、工業、商業)をそれぞれの地域で生かすことで、各産業の振興を図り、若者等にとって魅力ある雇用場の創出するとともに、将来を支える産業人材の育成・確保を図る。</p> <p>また、将来的には、県内各地域において千葉で働きたいという人の希望がかなえられるよう、交通アクセスの整備や雇用場の創出に取り組み、首都圏の平均通勤時間である1時間圏内に雇用場が確保されるよう取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の特性に応じた戦略的な企業誘致の推進 ■ 力強い農林水産業の確立 ■ 未来を支える新産業等の振興 ■ 京葉臨海コンビナートの競争力強化 ■ 中小企業の活性化支援 ■ 地域の創意工夫による経済活性化の取組の促進 ■ 主要都市間の交通アクセス整備
<p>(2) “国内外の多くの人々が集う”魅力あふれる千葉づくり</p> <p>各地域が持つ資源を徹底的に洗い出し、日本人のみならず、日本を訪れる外国人の視点からも魅力のあるものに磨き上げるとともに、国内外の誰もが過ごしやすくなりやすい環境づくりを進める。</p> <p>また、「魅力の宝庫 ちば」を国内外に積極的に発信し、移住・定住の促進、交流人口の増加を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国際都市として発展するCHIBAの基盤づくり ■ 居住地として選ばれる千葉づくり ■ 国内外の誰もが訪れたい観光地づくり ■ 大学等との連携による地域への若者の定着促進 ■ 千葉の様々な魅力の国内外への発信
<p>(3) “それぞれの結婚・出産・子育ての希望”がかなう千葉づくり</p> <p>若い世代の結婚・子育ての希望を実現し、子どもたちが心身ともに健やかに生まれ育つためには、妊娠・出産・子育てに係る多様なニーズに応じて、誰もが安心して子どもを生み、育てられる環境をつくることが重要である。</p> <p>このため、妊娠・出産から子どもの自立までを総合的に支援するとともに、若い世代の経済的な安定を確保することにより、少子化の流れに歯止めをかけ、次代の千葉を担う子どもたちの成長を支える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 若い世代の経済基盤の確保と子育てに係る経済的負担の軽減 ● 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援 ● 働きながら生み育てやすい環境づくり ● 千葉に愛着を持ち、地域や世界で活躍できる子どもの育成
<p>(4) “安全・安心な暮らし”がかなう千葉づくり</p> <p>人口減少・少子高齢社会においても、様々な価値観を持つ人が、本県が有する健康的な生活を支える多彩で新鮮な食材やスポーツに親しむ環境も生かしながら、地域で元気に安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者等が健康で生き生きと暮らせる環境や、地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整えるとともに、既存ストックのマネジメント強化などにより、人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりを進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 生涯を通じて健康で生き生きと暮らせる地域づくり ◆ 地域コミュニティの再生と担い手づくり ◆ 快適で暮らしやすいまちづくり ◆ 安全に暮らせる地域づくり ◆ 地域連携の強化

図 2-3-17 千葉県地方創生「総合戦略」

(3) 明日のちばを創る！産業振興ビジョン

「明日のちばを創る！産業振興ビジョン」（平成26年3月）では、千葉県未来を支える産業の育成と振興に向けて、推進していく施策を示しています。

1) 策定の背景

- ・ 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行
- ・ 製造業の海外シフト（国内産業の空洞化）
- ・ 国内コンビナートの事業再編・集約化の動き

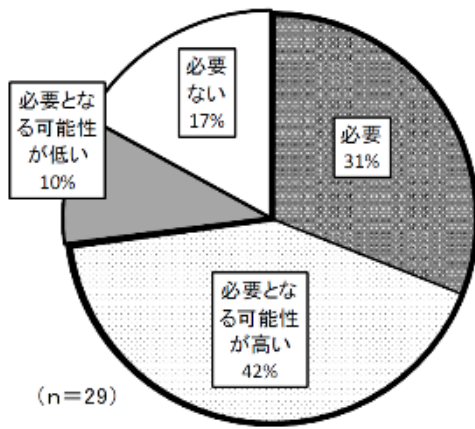
2) 重点施策

- ・ 京葉臨海コンビナートの競争力強化
- ・ 健康長寿産業の育成と振興
- ・ 戦略的な企業誘致の推進
- ・ 地域活性化の好循環を生み出す地域資源の活用
- ・ 起業・創業の活発化

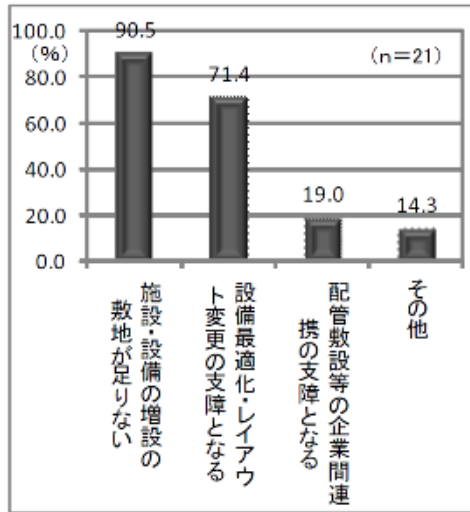
3) 「京葉臨海コンビナートの競争力強化」で取り組む方策

- ・ 新たな設備投資を促すための緑化規制の見直し
緑化規制により、新たな設備投資の敷地スペースの確保が困難となっているため、緑化規制の見直しを進める。
- ・ 立地企業の競争力強化につながる再投資支援
県内事業所へ事業を集約する場合の設備投資や、製造ノウハウ・研究開発の拠点となるマザー工場化、事業高度化に向けた設備投資などに対する新たな支援制度を創設する。
- ・ 工業用水の安定供給と受水企業の負担軽減
工業用水の料金引き下げを実施し、受水企業の生産コストの低減を図る。

《緑地面積率の緩和の必要性》



《緑地面積率の緩和が必要な理由》



出所: 立地企業へのアンケート

資料: 明日のちばを創る! 産業振興ビジョン (千葉県商工労働部、平成 26 年 3 月)

図 2-3-18 緑化規制に係るコンビナート立地企業からの意見

(4) 第2次観光立県ちば推進基本計画（平成26年3月）

「第2次観光立県ちば推進基本計画」（平成26年3月）は、「千葉県観光立県の推進に関する条例」第9条に基づき、観光立県千葉の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定された中長期計画です（計画期間は平成30年度まで）。

表 2-3-1 第2次観光立県ちば推進基本計画における数値目標

	基準年 (H24)	目標年 (H30)	
観光入込客数	1億5,510万人	1億9,000万人 ※県総合計画の目標 H28:1億8,000万人	※年3.5%増
宿泊客数	1,467万人	1,800万人 ※県総合計画の目標 H28:1,700万人	※年3.5%増
外国人延べ宿泊客数	179万人	240万人	※年5.0%増
旅行総消費額	1兆82億円	1兆2,400億円	※年3.5%増
観光に関する 経済波及効果	9,792億円	1兆2,000億円	※年3.5%増
旅行者満足度	大変満足と 満足の合計 78.1%	大変満足と 満足の合計 85%	

※年3.5%は震災前の平成22年時点における過去7年間の観光入込客数の平均増加率

資料：第2次観光立県ちば推進基本計画（千葉県商工労働部、平成26年3月）

1) 千葉港に関連する主な取り組み

- ・ 千葉の海を活用したニューツーリズム（スポーツ、釣り等）の推進
- ・ 海上・水上交通を活用した観光振興
- ・ 港湾・海上ネットワークの整備

2) 「ベイエリア地域」の観光戦略

- ・ まち歩き観光の推進
 - ボランティアガイドの拠点や人出不足の解消のため、担い手のネットワーク化を図る。
 - 鉄道会社やバス会社と連携し、食べ歩きなど女性やファミリー層も楽しめる取組を進める。
- ・ 産業観光の推進
受入企業の確保や、行政・企業間、企業同士の連携の促進。
魅力的な施設や体験活動を掘り起こし、PRを強化。
企業とホテルなどが連携できる仕組みづくり。
- ・ 海辺や歴史・文化資源の活用推進
海辺の資源を活用し、歴史資源と近代的な観光資源を組み合わせ、シニア層だけでなく、ファミリー層へのPRに取り組む。
- ・ グルメを生かした観光の推進
道の駅、パサール幕張などを活用した情報発信により、「江戸前」など地域のブランドグルメの周知を図る。
※ベイエリア地域は、浦安市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、四街道市、千葉市

2-3-5 千葉港背後市の総合計画

(1) 市川市総合計画 I & I プラン 21、市川市第二次基本計画

市川市では、「市川市総合計画 I & I プラン 21」（平成 12 年 12 月）で四半世紀後（平成 37 年）の将来都市像と目標を定め、「市川市第二次基本計画」（平成 23 年 4 月）でその将来像実現のために平成 23～32 年度に行う基本的な施策を定めています。

1) 基本理念

- ・ 『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

2) 基本目標

- ・ 真の豊かさを感じるまち
- ・ 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- ・ 安全で快適な魅力あるまち
- ・ 人と自然が共生するまち
- ・ 市民と行政がともに築くまち

3) 施策の方向（港湾に関連する内容）

- ・ 産業を振興し、活力あるまちをつくります
 - 持続可能な漁業環境及び経営・流通環境の整備
 - 市民と共存する都市型水産業の振興
- ・ 自然を大切にし、やすらぎと潤いのあるまちをつくります
 - 水辺の環境の保全、三番瀬の再生・保全
 - 親しみのある水辺空間の創造

(2) 船橋市総合計画、船橋市総合計画後期基本計画

船橋市では、「船橋市総合計画」（平成12年4月）において平成32年を目標年次と定め、平成24～32年度に行う目標実現のための基本的な施策を「後期基本計画」（平成24年3月）において定めています。

1) まちづくりの目標

- ・ 『生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし』

2) 分野別計画

- ・ 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち
- ・ いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち
- ・ 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち
- ・ 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち
- ・ 都市の活力を生み発展し続けるまち
- ・ 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち

3) めざすまちの姿

- ・ 住んでよかった、住み続けたいと思われるための必需性の高いプラン
 - 非常時への備えのあるまち
 - 安心して暮らせるまち
 - 未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち
 - 笑顔があふれる子育てのまち
- ・ 一層の発展に向けて「ふなばし」の付加価値を高めるプラン
 - 人が集まる元気なまち
 - 市民に愛され、育まれるまち

4) 主な政策・施策（港湾に関連する内容）

- ・ 自然と共生したまちづくり
 - 三番瀬の保全・再生
- ・ 市民の安全・安心を守る災害対応の充実
 - 防災意識・災害対応力の向上
 - 都市防災機能の向上
- ・ 漁業の振興
 - 漁業生産の安定化
 - 市民に親しまれる漁業の促進

(3) 習志野市長期計画

「習志野市長期計画」(平成 26 年 3 月)は平成 37 年度を目標年次として策定され、基本構想、基本計画、実施計画がとりまとめられています。

1) 将来都市像

- ・ 『未来のために ～みんながやさしさでつながるまち～ 習志野』

2) 将来都市像を実現するための目標

- ・ 支え合い・活気あふれる「健康なまち」
- ・ 安全・安心「快適なまち」
- ・ 育み・学び・認め合う「心豊かなまち」

3) 重点プロジェクト

- ・ 公共施設の再生
- ・ 財政健全化
- ・ 協働型社会の構築

4) 主な施策

- ・ とともに安心を築く危機管理・安全対策の推進
 - 危機管理の推進
 - 地域防災計画の推進
- ・ 自然と調和する環境づくりの推進
 - 谷津干潟の保全・活用

(4) 千葉市新基本計画

「千葉市新基本計画」(平成24年3月)は、10年・20年後を見据えた中長期的な市政運営の基本方針として策定されました。

1) 前提となる考え方

- ・ みんなで進めるまちづくり
- ・ 未来へつなぐ計画的なまちづくり
- ・ 個性や魅力を高めるまちづくり

2) 課題

- ・ 人口減少社会への対応
- ・ 少子超高齢社会への対応
- ・ 環境問題への対応
- ・ グローバル社会への対応
- ・ 自立・分権型都市経営

3) まちづくりの方向性(政策)

- ・ 豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生きるまちへ
- ・ 支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ
- ・ 豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ
- ・ ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実した安全で快適なまちへ
- ・ 人が集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ

4) 施策展開の方向性（港湾に関連する内容）

- ・ 豊かな自然を守り、はぐくむ
 - やすらぎとにぎわいのある海辺の創出

- ・ 緑と花のあふれる都市空間を創る
 - 公園緑地の充実

- ・ 環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る
 - 良好な生活環境の確保

- ・ 市民の安全・安心を守る
 - 防災対策の推進
 - 防災体制の充実

- ・ 都市の魅力を高める
 - 3都市などの魅力向上
 - 観光の振興と魅力の創出・発信
 - 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進

- ・ 地域経済を活性化する
 - 産業の振興
 - 物流・港湾機能の強化

(5) 市原市総合計画

「市原市総合計画」（平成 17 年 3 月）は平成 27 年度を目標年次とし、まちづくりの目標と、それを実現するための施策を示しています。

1) 将来都市像

- ・ 『ともに輝く 元気なふるさと いちはら』

2) まちづくりの基本的方向

- ・ とともに支えあうまち
- ・ とともに培うまち
- ・ とともに成長するまち
- ・ とともに創造するまち
- ・ とともに育むまち

3) 主な施策（港湾に関連する内容）

- ・ 地域とともに発展する工業の充実
- ・ 臨海工業地域の機能強化
- ・ 新産業立地の促進
- ・ うるおいのある水と緑に満ちた空間の形成
- ・ 親水空間の整備

(6) 袖ヶ浦市総合計画

「袖ヶ浦市総合計画」（平成 22 年 3 月）は、平成 22～31 年度の 10 年間のまちづくりや行政運営のあり方を定めるために策定されました。

1) 将来都市像

- ・ 『 「自立と協働のまち」 人いきいき、緑さわやか、活力あふれる袖ヶ浦』

2) 将来像実現に向けた施策展開

- ・ 市民と行政のパートナーシップの実現
- ・ 男女共同参画社会にふさわしい多様な子育て支援の整備
- ・ 多様なニーズに対応した多面的な福祉施策の展開
- ・ 多くの人々を惹きつける魅力あふれるまちづくりの推進
- ・ 「生きる力」を育む教育と成熟社会にふさわしい生涯学習の推進
- ・ 美しい地球と住みよいまちを守り継承する仕組みづくり

3) 主な施策（港湾に関連する内容）

- ・ 防災・危機管理体制の強化
 - 災害に強い体制づくり
- ・ 活気ある商工業の振興
 - 企業設備投資促進
 - 企業誘致の推進

2-4 利用者・県民のニーズ

2-4-1 利用企業のニーズ把握のためのアンケート・ヒアリング調査

背後立地企業の千葉港利用状況や千葉港への要請、ニーズを把握するためにアンケート調査及びヒアリング調査を実施しました。

(1) 回答企業の港湾利用率（アンケート調査より）

港の利用があるのは37社（50%）、そのうち千葉港の利用があるのは18社（24%）でした。

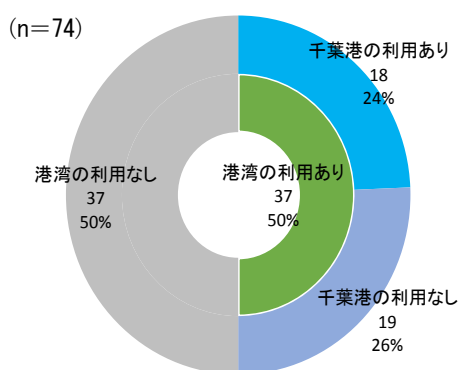


図 2-4-1 回答企業の港湾利用率

(2) 今後の千葉港の利用方針（アンケート調査より）

回答企業のうち、「今後も千葉港を利用する」としたのは12社（25%）でした。

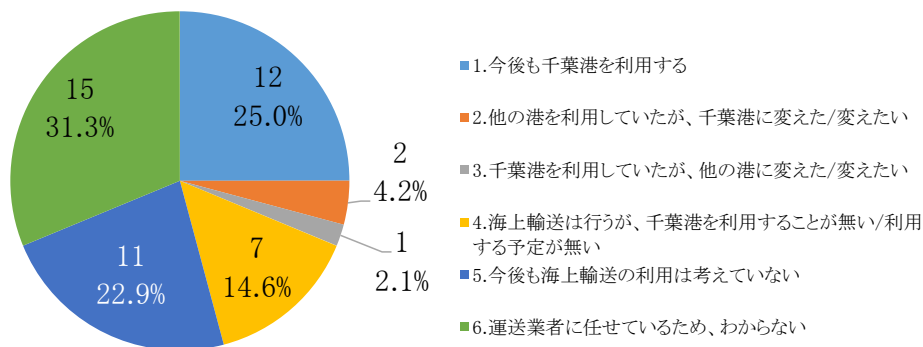


図 2-4-2 千葉港の今後の利用方針

(3) 主な要請、ニーズ（アンケート・ヒアリング調査より）

- ・ モータープール、野積み場、上屋等の不足の解消
- ・ 中央埠頭コンテナターミナルによる一般貨物利用の分断の解消
- ・ 大型化する船舶への対応（岸壁の延伸、増深）
- ・ 老朽化した施設の更新
- ・ 道路の混雑の解消

2-4-2 利用者・県民のニーズのためのアンケート調査

地域住民が千葉港に対して抱いている現状の課題・ニーズの把握を目的に、千葉ポートパークへの来訪者や県内のNPO法人にアンケート調査を実施しました。

(1) 千葉港に期待する役割

千葉港に期待する役割については、「海上交通基盤」、「物流産業の基盤」、「市民の交流の場」、「憩いの場」に関する回答が多くなりました。

千葉港は、「物流機能」としての役割にとどまらずに「親水緑地などの憩いの場」、「他の地域とを結ぶ海上交通基盤」としての役割が求められています。

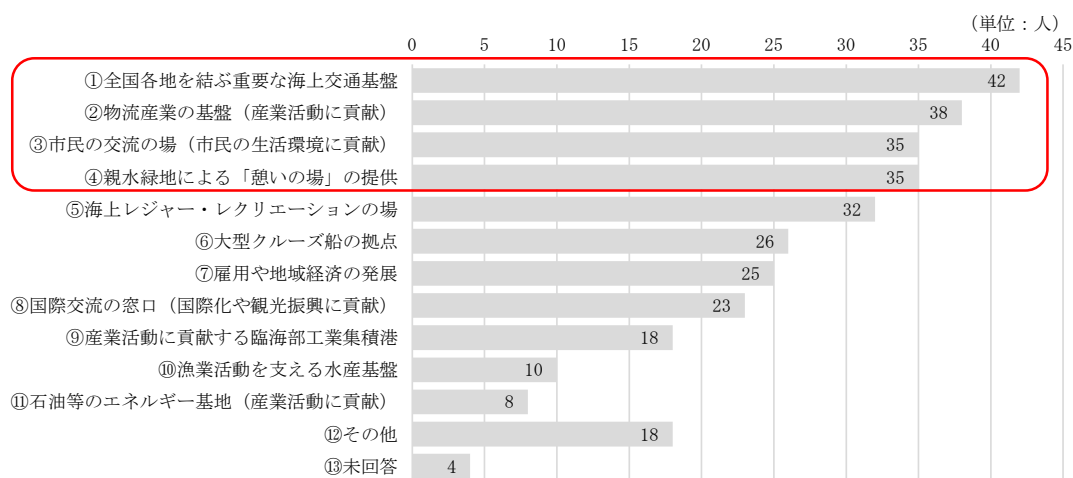


図 2-4-3 千葉港に期待する役割

(2) 千葉港の問題点

千葉港の問題点については、「港までの交通の便」、「景観」、「レジャー、休憩場所」などに関する回答が多い結果となりました。特に、「交通アクセスの改善」の回答が多く、港までの「アクセス道路の整備」や「渋滞の解消」、「公共交通機関の充実」などが求められています。

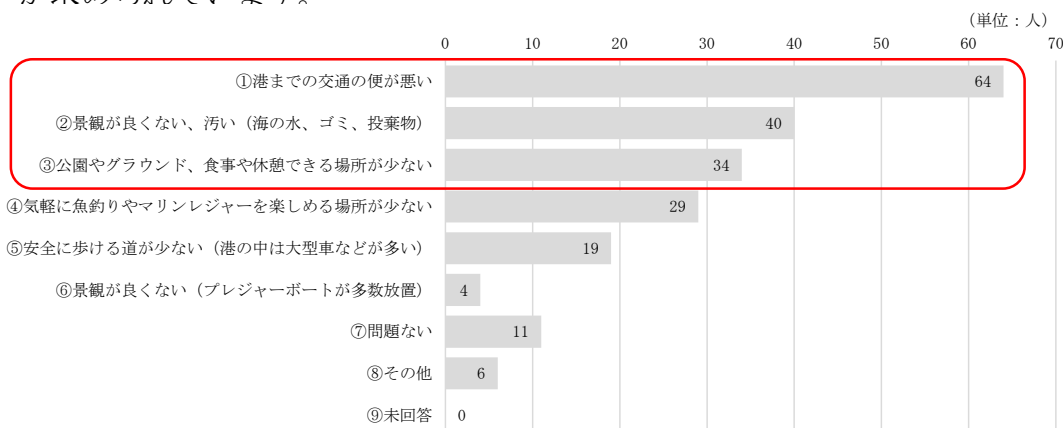


図 2-4-4 千葉港の問題点

(3) 千葉港に整備を希望する施設

「散策路・遊歩道」、「駐車施設の拡充」、「公園・緑地の拡張」、「アクセス道路の充実」、「レクリエーション関連施設」や「商業施設」の整備に関する回答が多い結果となりました。住民や就業者が港に親しめるように、「アクセス性の確保」や「レジャー関連施設の配置」等が求められています。

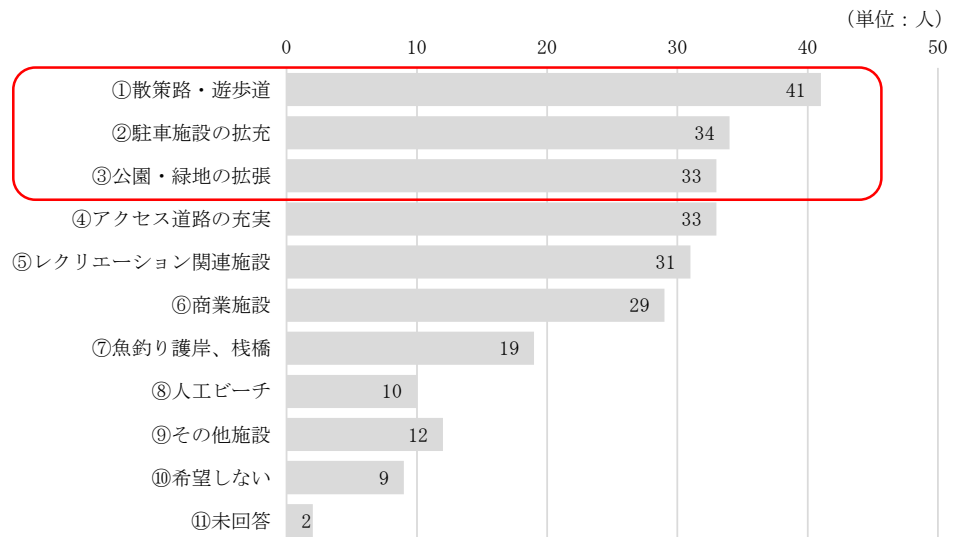


図 2-4-5 千葉港に整備を希望する施設

(4) 災害対策として千葉港に期待する施設・機能

「災害時に救援物資を取り扱える岸壁」や「災害時に緊急物資が運べる道路の整備」、「水や食料などの保管場所」や「避難エリア」に関する回答が多い結果となりました。災害時に備え、「耐震強化岸壁」や「アクセス道路」の整備、「避難場所としての機能」が求められています。

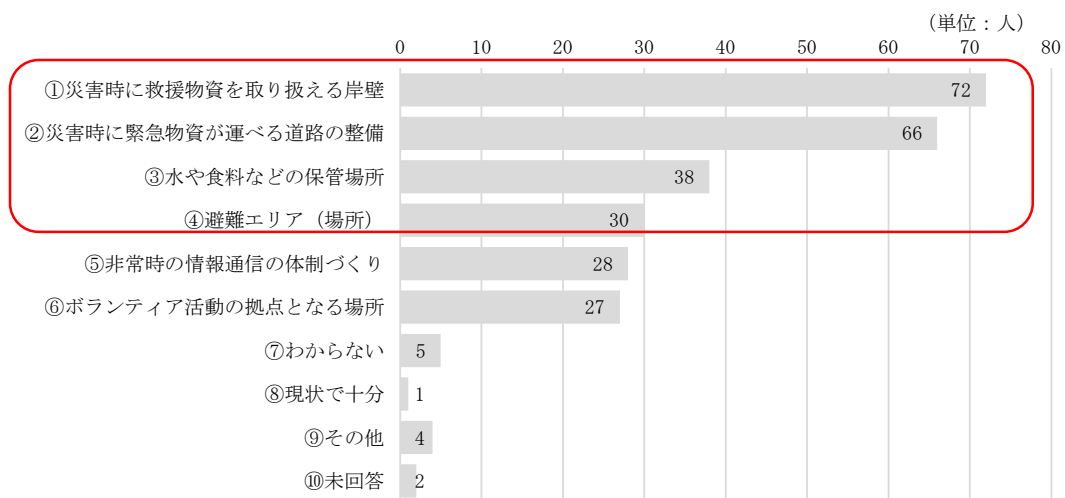


図 2-4-6 災害対策として千葉港に期待する施設・機能